



平成30年3月23日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社  
代表者名 代表取締役 安藤 潔  
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q  
問合せ先 取 締 役 山口 慶一  
電話番号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成30年4月25日開催予定の第22期定時株主総会に付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 目的

今後の事業展開の一環として、新たな事業活動を進めていくにあたり、定款第2条(目的)に投資運用業及びブロックチェーンに関する事項を追加することを目的とするものです。

##### (2) 本店の所在地

経営効率の向上を図るため、港区所在のオフィスに事業所を一元化しておりますので、定款第3条(本店の所在地)を東京都港区に変更することを目的とするものです。

##### (3) 発行可能株式総数

今後の機動的な資金調達を可能とするため、定款第6条(発行可能株式総数)を変更することを目的とするものです。

##### (4) 取締役会招集権者及び議長

迅速に意思決定を行い、新たな事業活動を進めていくにあたり、定款第21条(取締役会の招集権者及び議長)を変更することを目的とするものです。



現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)  第21条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、<u>その議長となる</u>。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)  第21条 取締役会は、<u>各取締役が招集する</u>。  <u>なお、取締役社長が議長となる</u>。  2.取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u>  第3条 (本店の所在地) の変更は、平成30年5月1日をもって効力を生ずるものとする。<u>なお、本附則は期日経過後これを削除する</u>。</p>

### 3. 変更の日程

- (1) 株主総会開催日           平成 30 年 4 月 25 日 (予定)
- (2) 効力発生日               平成 30 年 4 月 25 日 (予定)
- (第 3 条   本店の所在地は除く)
- (3) 本店の所在地の変更    平成 30 年 5 月 1 日 (予定)

以 上